

資料9

検討すべき主な論点

1 最高裁判所に設置する機関について

所掌事務等

- ・簡易裁判所判事, 高等裁判所長官の審議の取扱い
- ・短期間裁判官の身分を離れていた者の審議の取扱い

所掌事務に関連する事項

- ・適任としなかった場合の任官希望者への通知
- ・最高裁から委員会への通知(結果の通知, 理由の通知)

委員会の組織, 構成

- ・委員の人数, 構成
- ・委員の選任方法
- ・委員の任期等

委員会の運営方法, 権限等

- ・重点審議の当否
- ・面接, 意見聴取, 関係機関への協力依頼
- ・委員会の審議資料

2 下部組織の設置について

下部組織の機能, 所掌事務

- ・基本的な機能と所掌事務

- ・任官希望者に関する意見を付することの当否

下部組織の組織, 運営方法, 権限等

- ・設置単位, 組織形式
- ・委員の人数, 構成
- ・委員の選任方法
- ・委員の任期等
- ・権限(面接, 意見聴取, 協力依頼)

3 上記の機関に関するその他の事項について

- ・庶務の処理
- ・その他(スケジュール等の明示)

4 設置の法形式について

- ・法律か, 最高裁判所規則か